

職場研修・自主研修等助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市職員研修規程（昭和58年西宮市訓令第13号。以下「規程」という。）第12条の規定に基づき、職場研修及び自主研修等に対する助成について必要な事項を定める。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる研修等は、つぎの各号に定めるものとする。

- (1) 規程第4条第3号に定める職場研修のうち集団職場研修
- (2) 規程第4条第4号に定める自主研修のうち、研修厚生課長が研修として指定する通信教育研修
- (3) 規程第4条第4号に定める自主研修のうち、修士課程又は大学院博士課程前期課程を修学する自己研修（大学院で行う聴講等行政課題の研究を含む。以下「大学院研修」という。）
- (4) 規定第4条第4号に定める自主研修のうち、研修厚生課長が研修として指定する外部講座の受講（以下、外部講座研修という。）
- (5) 「資格取得助成実施要領」に定める資格の取得（以下、資格取得という。）
- (6) 「建築基準適合判定資格者及び一級建築士登録助成実施要領」に定める資格の登録（以下「資格登録」という。）

(助成の内容)

第3条 集団職場研修に対する助成は、必要な経費の全部又は一部とし、次の各号に定めるものとする。

- (1) 講師に対する謝礼
 - (2) 図書・資料等の購入費
 - (3) 会場借上料
 - (4) 旅費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に研修厚生課長が認めるもの
- 2 通信教育研修は、各コースを受講し、修了した者に対し、その受講料の2分の1を助成する。ただし、助成額の最高限度額は1コースにつき2万円とする。
- 3 大学院研修は、大学院において必要な所定の単位を取得した者又は研究を修了した者に対し、年額5万円を限度に学費を助成する。ただし、助成は2箇年を限度とする。
- 4 外部講座研修は、指定回数を受講した者に対し、1講座につき1万円を限度に受講料の2分の1を助成する。
- 5 資格取得は、1資格につき1万円を限度に資格取得に係る検定料を助成する。
- 6 資格登録は、建築基準適合判定資格者と一級建築士の2資格につき、それぞれ100万円を限度に資格登録に係る経費を助成する。
- 7 前各項に規定する助成は、毎年度予算の範囲内で研修厚生課長が決定する。

(助成の申請及び決定)

第4条 助成の申請及び決定は、つぎの各号に定めるところによる。

- (1) 集団職場研修 毎年度研修厚生課長が別途通知する職員研修計画の定めるところによる
- (2) 通信教育研修 毎年度研修厚生課長が別途通知する通信教育受講案内の定めるところによる
- (3) 大学院研修 「大学院研修助成実施要領」の定めるところによる
- (4) 外部講座研修 「外部講座研修助成実施要領」の定めるところによる
- (5) 資格取得 「資格取得助成実施要領」の定めるところによる
- (6) 資格登録 「建築基準適合判定資格者及び一級建築士登録助成実施要領」の定めるところによる

(研修等の修了)

第5条 研修等の修了は、つぎの各号に定めるところによる。

- (1) 集団職場研修 所属長からの職場研修実施報告書の提出
- (2) 通信教育研修 当該通信教育主催団体からの修了証の提出
- (3) 大学院研修 大学院の単位修得証明書等履修又は研究の修了を証明する書類の提出
- (4) 外部講座研修 実施機関からの修了証の提出等
- (5) 資格取得 合格証等資格取得を証する書類の提出
- (6) 資格登録 建築基準適合判定資格者登録証又は一級建築士免許証等の資格登録を証する書類の提出

(助成の精算)

第6条 集団職場研修について経費に過不足が生じた場合には、所属長は、前条第1号に規定する職場研修実施報告書の提出と同時に精算しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は研修厚生課長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。